

75 歳以上の人へお知らせ

# 後期高齢者医療制度の見直し



■問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)  
洞爺湖町役場住民課国保医療グループ (☎ 74-3002)

## ■均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2 割・5 割軽減にかかる所得判定基準が、次のとおり見直されました。

平成 29 年度	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33 万円+ (27 万円×世帯の被保険者数)	5 割軽減
	33 万円+ (49 万円×世帯の被保険者数)	2 割軽減



平成 30 年度から	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33 万円+ ( <u>27 万 5 千円</u> ×世帯の被保険者数)	5 割軽減
	33 万円+ ( <u>50 万円</u> ×世帯の被保険者数)	2 割軽減

## ■所得割の軽減割合が見直しされました

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

平成 29 年度	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の人	2 割軽減



平成 30 年度から	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の人	軽減なし

## ■被用者保険の被扶養者だった人の軽減割合が見直しされました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった人の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

平成 29 年度	区分	所得割	軽減割合
	被用者保険の被扶養者だった人	かかりません	7 割軽減



平成 30 年度から	区分	所得割	軽減割合
	被用者保険の被扶養者だった人	かかりません	<u>5 割軽減</u>

※所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割または 8.5 割に該当することがあります。

## ■1 年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成 29 年度 **57 万円** ➡ 平成 30 年度 **62 万円**

## ◆保険料の計算方法 (平成 30 年度)

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1 人当たりの額】 50,205 円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 29 年中の所得 - 33 万円) × 10.59%	=	<b>1 年間の保険料</b> 【限度額 62 万円】 (100 円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	--	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

## ■食事療養標準負担額の金額が見直しされました

療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

### 平成30年3月まで

区分		食事療養標準負担額	
現役並み所得・一般		1食につき360円	
指定難病の医療受給者証を持っている人		1食につき260円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき210円
		90日を超える入院	1食につき160円
	区分Ⅰ	1食につき100円	

### 平成30年4月から

区分		食事療養標準負担額	
現役並み所得・一般		1食につき <b>460円</b>	
指定難病の医療受給者証を持っている人		1食につき260円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき210円
		90日を超える入院	1食につき160円
	区分Ⅰ	1食につき100円	

## ■生活療養標準負担額の金額が見直しされました

療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

### 平成30年3月まで

区分	生活療養標準負担額 (居住費部分)
医療の必要性の低い人 (以下のいずれにも該当しない人)	1日につき370円
医療の必要性の高い人 (指定難病患者を除く)	1日につき200円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

### 平成30年4月から

区分	生活療養標準負担額 (居住費部分)
医療の必要性の低い人 (以下のいずれにも該当しない人)	1日につき370円
医療の必要性の高い人 (指定難病患者を除く)	<b>1日につき370円</b>
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円



## 児童手当・児童扶養手当制度のお知らせ

■問合せ 健康福祉課福祉・高齢者グループ (☎74-3001)

### 児童手当

児童手当とは、中学校卒業までの児童を養育している人全員に支給される手当です。出生・転出・転入の時は手続きが必要です。(公務員は勤務先に申請)

#### ●支給対象児童

15歳到達後最初の3月31日までの間の児童。

#### ●支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校終了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を扶養している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。

#### ●支給時期

6月、10月、2月に、それぞれの前月分まで(4カ月分)の手当を支給します。

### 児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童がいるひとり親家庭に対して、生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

#### ●支給額

※全部支給の場合のみ	平成30年4月～
第1子月額	42,500円
第2子加算額(第1子の金額に加算)	10,040円
第3子加算額	6,020円

※所得制限限度額を超えた場合は、所得金額などによって一部支給になります。

※申請した日の翌月分からの支給になります。

#### ●支給時期

4月、8月、12月に、それぞれの前月分まで(4カ月分)の手当を支給します。